

魚津水族館経営戦略

団 体 名 : 魚津市

事 業 名 : 観光施設事業

策 定 日 : 令和 2 年 11 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適	事 業 開 始 年 度	昭和56年度
事 業 の 種 類	水族館事業	施 設 名	魚津水族館
職 員 数	20 人		
事 業 の 内 容	水族館運営		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	飼育、受付案内、清掃、夜間管理、電気機械温度調節設備等保守管理	
	イ 指定管理者制度	実施していない	
	ウ PPP・PFI	実施していない	

(2) 料金形態

料 金 の 概 要 ・ 考 え 方	高校生以上1,000円、小中学生500円、3歳以上200円 魚津市公共施設使用料の適正化に関する基本方針により、受益者負担50%の施設とされ、事業開始以来初めて改定された。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日		

(3) 現在の経営状況

年間有料利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H31(R1)	117,555人	H30	122,995人	H29	121,917人
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H31(R1)	100%	H30	98.9%	H29	98.9%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H31(R1)	44.4%	H30	44.1%	H29	42.2%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H31(R1)	54.1%	H30	54.3%	H29	56.6%

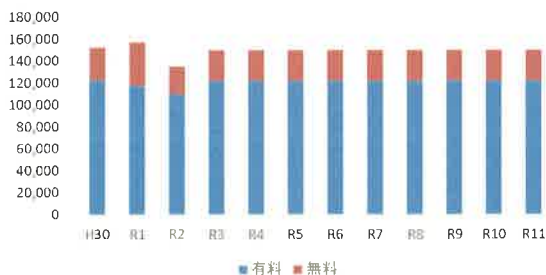
経費回収率50%達成を目指し、令和2年4月1日に料金改定を行った。

2. 将来の事業環境

(1) 入館者数の見通し

入館者数の見通しについては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が過去3年の平均値の9割程度と推計し、令和3年度以降は平均値程度で推移すると推計した。従来に見せるのみのイベントを、感染症対策に留意しながら飼育員とのふれあい・対話型にすることで、入館者の維持を図る。

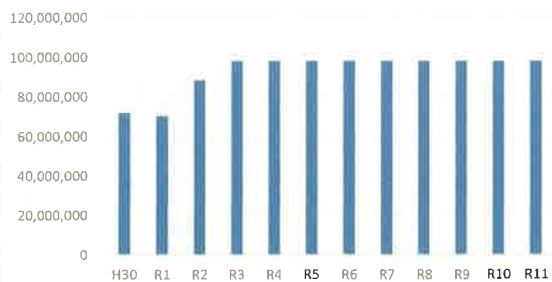
入館者数の見通し



(2) 入館料の見通し

令和2年4月1日より料金改定したところだが、前述の推計有料入館者数と推定平均単価から推計した。

入館料の見通し



(3) 施設の見通し

魚津市公共施設再編方針では、「令和21年度までに改修・改築、新築移転の検討を早急に進める。」とされている。施設・設備とも老朽化が著しく、修繕料は毎年増加している。適切な維持管理・改修等を実施し、現施設の長寿命化を図る。まずは、開館から40年近く一度も更新されていない建物、電気、配管設備等の大型設備の老朽化の状態を点検し、具体的な更新計画を作成する。

No	施設名称	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	概算費用 (百万円)
1	水族博物館	適切な維持管理・改修等を実施し、長寿命化を図る。(R16で53年経過)																			(改修費) 2,000	
		改修・改築、新築移転の検討														改修・改築、新築移転						

(4) 組織の見通し

魚津市定員管理計画、魚津市職員定数条例に基づき、適正に配置する。

	事務職	技術職	(一財) 魚津市施設管理公社	計	備考
館長		1		1	学芸員1名含む
管理係	2		5	7	
飼育研究係	2	1	9	12	学芸員1名含む
計	4	2	14	20	

3. 経営の基本方針

魚津市立博物館条例に基づき、市民の教育、学術及び文化の向上に資する博物館である。また、第2次魚津市観光振興計画には、博物館の特徴を活かした集客体制の強化や、博物館と観光施設等との連携強化に努めるとある上、市内外から集客のある施設であることから、本市の観光振興に寄与する施設でもある。県内唯一であり、日本では現存最古の水族館でもあることから、歴史を継承していけるよう経営の健全化を図り、適切な維持管理を実施していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	平成24年度に開館100周年に合わせ新設したバックヤード、キッズコーナーにおいて、親子で楽しめる、ふれあい、体験型コーナーを導入する。

バックヤード、キッズコーナーにおける体験型コーナー等の導入は、令和3年実施を目指す。その他、施設・設備とも老朽化が著しく、修繕料は毎年増加している。適切な維持管理・改修等を実施し、現施設の長寿命化を図る。「2. 将来の事業環境(3)施設の見通し」とおり。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	年間有料入館者数12万人の維持を目指す。 経費回収率50%達成を目指す。
-----	---

令和2年4月1日、魚津市公共施設使用料の適正化に関する基本方針により、受益者負担50%の施設とされ、事業開始以来初めて料金を改定し、収益の確保に努めている。
入館者数及び入館料の見込については、「2. 将来の事業環境 (1)入館者数の見通し、(2)入館料の見通し」のとおり。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員は、魚津市定員管理計画、魚津市職員定数条例に基づき適正に配置している。
経常的な経費については、必要最小限の経費を計上するとともに、外部委託による経費節減を図っている。
令和2年3月、館内照明を水銀灯からLED照明に取り替えたことにより、電気料の削減効果が見込まれる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	特筆すべき事項はない。
投資の適正化	適切な維持管理・改修等を実施し、単年に過度の投資とならないよう計画的に執行していく。
その他の取組	特筆すべき事項はない。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	令和2年4月1日、魚津市公共施設使用料の適正化に関する基本方針により、受益者負担50%の施設とされ、事業開始以来初めて改定したところである。引き続き、受益者負担50%が維持できるよう入館料の適正化に努める。
稼働率・利用者数	年間有料入館者数120千人を維持するよう展示や企画を工夫し、市広報はじめ報道案内や公式SNS等で発信していく。
企業債	平成30年度で企業債は償還完了。
繰入金	有料入館者数の増による入館料収入の増を図り、繰入金の減が見込まれる。
資産の有効活用等による収入増加の取組	特筆すべき事項はない。
その他の取組	特筆すべき事項はない。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	入札や見積徴収により、適正な価格で実施している。
管理運営費	必要最小限の経費を計上するとともに、外部委託による経費節減を図っている。
職員給与費	職員数は適正であり、これ以上削減できない。
その他の取組	特筆すべき事項はない。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	魚津市立博物館条例に基づく博物館として市民の教育、学術及び文化の向上に寄与しており、また、県内唯一の水族博物館であり、県内の学校での教育普及活動や富山県との共同研究を行うといった公益性の高い事業である。さらに、市内外からの集客がある施設として本市の観光振興にも寄与している。
公営企業として実施する必要性	博物館法第2条第2項に規定する公立博物館であり、教育・文化・観光面において市として重要な役割を果たしている。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算期において進捗管理を行うとともに、実績との乖離が著しい場合には、見直しを行う。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	△ 1	1										
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	201	200	201	200	200	200	200	200	200	200	200	200
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	200	201	201	200	200	200	200	200	200	200	200	200
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	200	201	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
実質収支	字 (P)												
(N)-(O)	字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	76,018	74,517	71,035	80,782	90,530	100,278	101,077	101,077	101,077	101,876	101,876	101,876
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												
○他会計繰入金													
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		91,587	90,753	91,753	84,388	75,640	66,892	66,093	66,093	66,093	66,093	65,294	65,294
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		91,587	90,753	91,753	84,388	75,640	66,892	66,093	66,093	66,093	66,093	65,294	65,294
資本的収支分		13,490	12,587	7,435	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		13,490	12,587	7,435	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
合計		105,077	103,340	99,188	91,888	83,140	74,392	73,593	73,593	73,593	72,794	72,794	72,794

(単位:千円)